

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した スポーツ少年団活動ガイドライン(改訂版)

(令和2年5月7日時点)

## 1 基本方針

- (1) スポーツ少年団活動の再開に当たっては、保護者や学校との連絡を密にしながらか団員の状況把握に努め、引き続き感染症対策に万全を期すこと。
- (2) 集団感染の原因となり得る「3つの密(①換気の悪い密閉空間, ②多数が集まる密集場所, ③間近で会話する密接場面)」を避けるよう、スポーツ少年団活動の実施内容や方法を工夫すること。
- (3) 団員に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。

## 2 感染症拡大防止に配慮した活動の具体策

- (1) 毎朝に自宅等で体温測定を実施し、体温が37.0度以上の場合や風邪症状がある場合には、活動に参加さないようにすること。
- (2) 活動前には、指導者による健康観察を行い、団員の体調不良が把握された場合には、速やかに帰宅させるようにすること。
- (3) 石けんを使った流水による手洗いとマスク着用等の咳エチケットを徹底すること。
- (4) 免疫力を高めるため、適度な運動とともに十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がけさせること。
- (5) 臨時休校期間中、運動不足になっている団員がいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担がかかる運動を避けるなど、団員のけが防止に留意すること。
- (6) 活動は短時間で行うこととし、週4日以内、1日2時間以内を厳守すること。  
(第3日曜日は、全県一斉活動休止日)
- (7) 身体接触を伴う近距離での対人練習を減らしたり、チームスポーツでは人が密集する機会を少なくしたりするよう工夫すること。
- (8) 屋内の活動では、施設の広さに応じた適切な人数となるよう留意すること。
- (9) 屋内の活動では、活動場所のドア・窓を広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。(例:30分毎に5~10分程度の換気)
- (10) 向かい合っただの発声や大きな声での活動・応援、互いに接近したミーティングを避けること。(2m程度の距離をとる)
- (11) 必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所(ドアノブや手すり等)や用具(ボール、バット等)を、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使って消毒すること。また、用具等の使用後手洗いを徹底すること。
- (12) 県外への遠征や合宿は、当面の間行わないこと。
- (13) 当面の間、他市町村へのスポ少活動に参加しないこと。(他市町村からの団員の参加を控えさせること。)
- (14) 当面の間、スポ少活動は自団のみでの活動とし、他団との交流試合等を行わないこと。(交流試合等の例:大会、招待試合、練習試合、強化練習会等)
- (15) このほか、市町村の新型コロナウイルス対策本部や教育委員会の定めた方針に沿って活動を行うこと。(例:市町村教育委員会が臨時休校の措置を講じた場合には、スポーツ少年団の活動を休止・自粛すること。)